

阿伎留病院企業団の人事行政の運営等の状況

「阿伎留病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、阿伎留病院企業団職員の任免、給与、勤務条件などの概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況（令和元年度）

採用者数	退職者数						
	普通退職	定年退職	勸奨退職	分限退職	懲戒退職	死亡退職	合計
38人	27人	2人	1人	0人	0人	0人	30人

(2) 職種別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

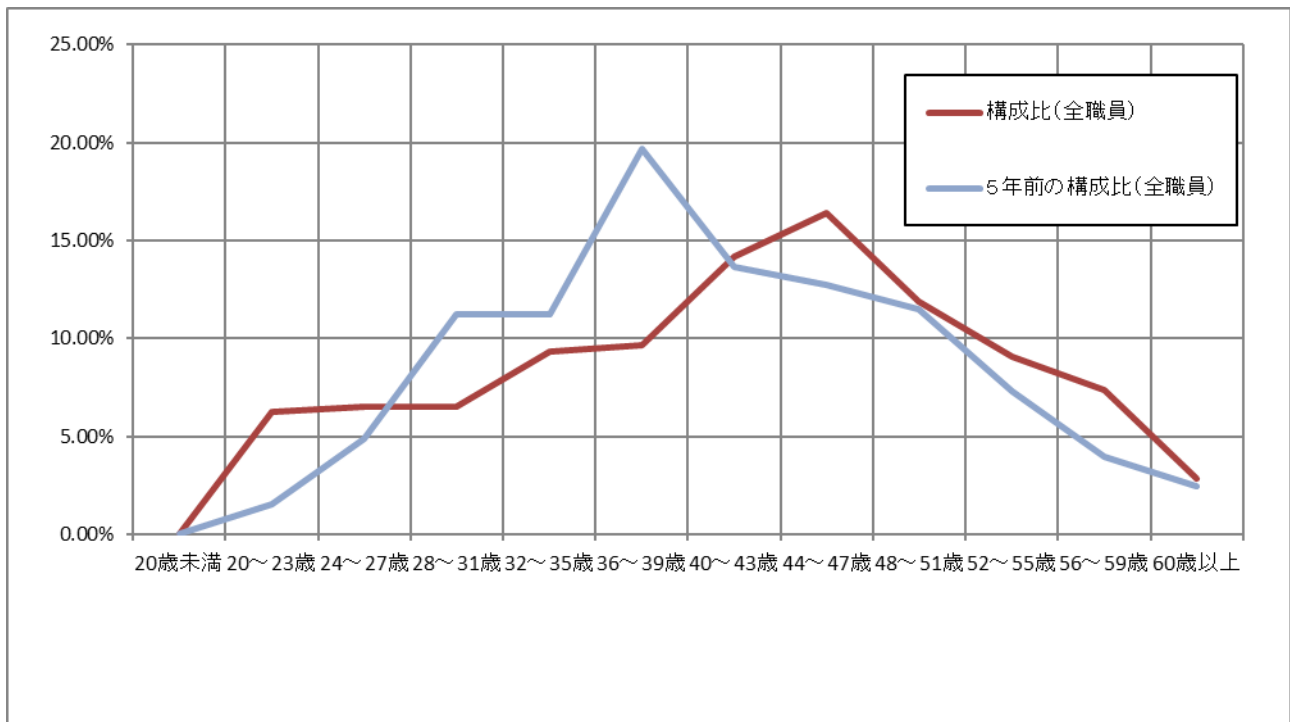
	平成30年度	令和元年度	対前年増減数
医師・歯科医師	44人	48人	4人
医療技術職員	69人	67人	△2人
看護職員	205人	208人	3人
事務職員	23人	24人	1人
労務職員	5人	6人	1人
合計	346人	353人	7人

(3) 役職別職員数（事務職員）（平成31年4月1日現在）

事務長	参事	課長・主幹	課長補佐	係長・主査	主任	主事	合計
1人	0人	3人	2人	5人	1人	12人	24人

(4) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）

	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
医師	0人	0人	1人	3人	2人	6人	3人	8人	2人	4人	9人	10人	48人
技師	0人	4人	5人	7人	8人	5人	10人	10人	5人	10人	3人	0人	67人
看護	0人	17人	16人	12人	22人	20人	32人	34人	32人	12人	11人	0人	208人
事務	0人	1人	1人	0人	1人	3人	2人	5人	2人	6人	3人	0人	24人
労務	0人	0人	0人	1人	0人	0人	3人	1人	1人	0人	0人	0人	6人
合計	0人	22人	23人	23人	33人	34人	50人	58人	42人	32人	26人	10人	353人



2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費（令和元年度決算）

区分	職員数 (A)	給与費				平均給与費 (B/A)
		給料 (基本給)	職員手当	期末・勤勉手当 (ボーナス)	合計 (B)	
医師・歯科医師	50人	293,650千円	300,603千円	132,464千円	726,717千円	14,534千円
医療技術職員	66人	225,719千円	77,835千円	98,281千円	401,835千円	6,088千円
看護職員	201人	673,251千円	309,646千円	290,474千円	1,273,371千円	6,335千円
一般事務職員	24人	96,980千円	21,847千円	43,522千円	162,349千円	6,765千円
技能労務職員	7人	17,636千円	7,502千円	7,629千円	32,767千円	4,681千円
合計	348人	1,307,236千円	717,433千円	572,370千円	2,597,039千円	7,463千円

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額（平成31年度）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師・歯科医師	50歳10カ月	508,000円	1,257,300円
医療技術職員	41歳9カ月	282,500円	502,900円
看護職員	41歳9カ月	273,200円	516,800円
事務職員	47歳8カ月	336,700円	563,700円
技能労務職員	44歳2カ月	244,900円	455,100円
合計	43歳6カ月	311,200円	618,200円

(3) 職員の初任給（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額
医師（歯科医師）	医大（大学6）卒	259,800円
薬剤師	大学6卒	203,900円
	大学卒程度	184,500円
医療技術員	大学卒程度	184,500円
	短大（3年）卒程度	177,200円
	短大（2年）卒程度	166,800円
看護師・助産師	大学卒程度	189,900円
	短大（3年）卒程度	182,700円
	短大（2年）卒程度	176,300円
准看護師	准看護師養成所卒	158,200円
事務職員	大学卒程度	181,200円
	短大卒程度	158,500円
	高校卒程度	144,600円
労務職員	—	142,000円

(4) 職員の手当（令和元年度）

● 期末手当・退職手当

	令和元年度 支給割合		期末手当	勤勉手当
		6月期	1.30 (0.725) 月分	1.00 (0.475) 月分
		12月期	1.30 (0.725) 月分	1.05 (0.525) 月分
		計	4.65 (2.45) 月分	
			自己都合	定年・勤奨
	勤続20年		23.0月分	23.0月分
	勤続25年		30.5月分	30.5月分
	勤続30年		38.0月分	38.0月分
	勤続35年		43.0月分	43.0月分
	最高限度額		43.0月分	43.0月分
定年前早期退職特例措置		2~20%加算		

※期末・勤勉手当の（ ）内は、再任用職員への支給割合です。

● その他諸手当（令和元年度）

手当名	内容および支給単価	支給実績	平均支給年額
地域手当	全職員 10%	137,921 千円	396,325 円
扶養手当	子 9,000 円 その他 6,000 円 16 歳～22 歳の子加算 4,000 円	28,150 千円	80,890 円
住居手当	15,000 円（35 歳未満借家等のみ）	2,682 千円	7,706 円
通勤手当	電車等：原則 6 カ月定期券額 自動車等：通勤距離に応じ 1 カ月	18,686 千円	53,695 円
超過勤務手当		87,942 千円	252,706 円
特殊勤務手当	危険手当、麻酔手当、医師手当、研究手当、緊急登院手当、夜間看護手当、看護師手当、助産師手当、分娩介助手当、技師手当、手術室勤務手当、当直管理看護師長手当、救急勤務手当、救急対応手当、救急患者対応手当、休日夜間診療手当、休日昼間診療手当、解剖手当、年末年始勤務手当、血液浄化療法室勤務手当、医療協力手当、医師派遣手当、診療業務手当	301,719 千円	867,007 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（標準的な職員の場合）（平成 31 年 4 月 1 日現在）

週勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
3 8 時間 4 5 分	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	正午から 6 0 分

(2) 年次有給休暇の取得（令和 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日まで）

付与人数 (A)	総付与日数 (B)	総使用日数 (C)	使用率 (C) / (B)	平均使用日数 (C) / (A)
357 人	12,498 日	3,274 日	26.2%	9.2 日

(3) 育児休業、部分休業の取得（令和元年度）

区分	男性	女性	合計
育児休業	0 人	10 人	10 人
部分休業	0 人	0 人	0 人

(4) 特別休暇など（平成 31 年 4 月 1 日現在）

公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休

暇、感染症予防休暇、災害休暇、業務停止休暇、骨髄提供休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇、夏季休暇

4 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和元年度）

職員が一定の事由により、その職務を十分に果たせない場合などに、免職、休職などの分限処分を行います。また、職員が法令違反などの一定の義務違反をした場合に、免職、定職などの懲戒処分を行います。

区分	分限処分			懲戒処分			
	免職	休職	降任	免職	停職	減給	戒告
件数	0件	14件	0件	0件	0件	0件	0件

5 職員のサービスの状況（令和元年度）

地方公務員法では、職員は地方公務員法に基づき全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては、全力で専念しなければなりません。守らなければならない義務は次のとおりです。

区分	内容	違反者数
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません	0人
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の不名誉となる行為をしてはなりません	0人
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	0人
職務専念義務	職員は法律等に特別に定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません	0人
政治的行為の禁止	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されています	0人
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません	0人

（1） 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（令和元年度）

研修種別	受講者数	備考
独自研修	2,432人	新任研修・医療安全・接遇・院内感染・実務・専門研修等
派遣研修	161人	東京都市町村職員研修所、日本看護協会教育センター等

（2） 人事評価の実施

職員の日常の勤務状況を通じて、その実績・能力・態度などを客観的・継続的に把握することにより、昇任選考・人事異動などに反映し、公正な人事管理を行うことを目的に、毎年1回1月1日を基準日に評定を実施しています。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和元年度）

（1）福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、阿伎留病院企業団職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費（掛金）及び阿伎留病院企業団からの交付金（公費）で運営されています。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、東京都市町村職員共済組合により短期給付事業(医療関係等)、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック事業等）を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

職員互助会への 交付金総額	職員一人あたりの年額		公費率
	交付金交付額（A）	会費（B）	A / (A + B)
1,000,000円	2,825円	12,000円	19.1%

（2）公務災害等の状況

公務上・通勤途上による災害で負傷・死亡をした場合、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

区分	負傷	死亡
公務災害	3件	0件
通勤災害	1件	0件

（3）健康診断の実施状況

定期健康診断、特定業務従事健康診断、胃の集団検診、予防接種等を実施しています。

区分	定期健康診断 (春・秋2回)	予防接種(B型ワクチン、 季節性インフルエンザ)	胃検診
受診者数	765人	563人	35人